

平成30年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第4号)

平成30年3月23日(金)午後2時30分開議

開議

議事日程の報告

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 議案第 2号 おぶせ交流館の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第12号 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第21号 平成29年度小布施町一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第25号 平成29年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第26号 平成29年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第27号 平成29年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第12 議案第28号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第13 議案第29号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結について
- 日程第14 社会文教常任委員長報告
- 日程第15 議案第 1号 小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について

- 日程第 16 議案第 7 号 小布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 8 号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 9 号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 10 号 小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 11 号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 29 年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 29 年度小布施町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 24 予算特別委員長報告
- 日程第 25 議案第 13 号 平成 30 年度小布施町一般会計予算について
- 日程第 26 議案第 14 号 平成 30 年度小布施町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 15 号 平成 30 年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 16 号 平成 30 年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第 29 議案第 17 号 平成 30 年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 18 号 平成 30 年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 31 議案第 19 号 平成 30 年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 20 号 平成 30 年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第 33 議会報告第 1 号 財政援助団体に対する監査の報告について
- 日程第 34 議会報告第 2 号 出納検査の報告について
- 日程第 35 議案第 30 号 小布施町教育長の任命について
- 日程第 36 議案第 31 号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第 37 議案第 32 号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第 38 議案第 33 号 小布施町農業委員会委員の任命について
- 日程第 39 議案第 34 号 小布施町農業委員会委員の任命について

- 日程第40 議案第35号 小布施町農業委員会委員の任命について
日程第41 議案第36号 小布施町農業委員会委員の任命について
日程第42 議案第37号 小布施町農業委員会委員の任命について
日程第43 議案第38号 小布施町農業委員会委員の任命について
日程第44 議案第39号 小布施町農業委員会委員の任命について
日程第45 議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第46 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	三輪茂君	健康福祉課長補佐	林かおる君
産業振興課長	竹内節夫君	産業振興課長補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教育次長	池田清人君
監査委員	畔上洋君		

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 小松文子

開議 午後 2時30分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第2号から日程第13、議案第29号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

小林総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 小林一広君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林一広君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月12日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第2号 おぶせ交流館の設置及び管理に関する条例について、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例について、議案第5号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第21号 平成29年度小布施町一般会計補正予算について、議案第25号 平成29年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第26号 平成29年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第27号 平成29年度小布施町水道事業会計補正予算について、議案第28号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について、議案第29号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、総務課長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第2号についての主な質疑として、宿泊時間の根拠及び時間外に利用する宿泊者の料金はどのように計算するのか。町民ギャラリー及びひきこもり相談所は今後どのようにするのか。使用対象者のまちづくりの個人または団体の定義はどのようなものか、また確認はどのようにするのか。町内の宿泊業務に関連する業者との調整はどのように行ったのか。収益事業を行う場合の売上代金の5%の使用料加算は、町内と町外者は同じ扱いなのか等の発言がありました。

議案第3号の質疑はありませんでした。

議案第4号についての質疑として、農業委員会及び農地利用最適化推進委員の能率給の内容はどのようなものか、また単価は同じ金額なのかとの発言がありました。

議案第5号の質疑はありませんでした。

議案第6号についての質疑として、長野県職員については既に改正し、12月に支給しているが、なぜ3月議会へ上程したのかとの発言がありました。

議案第12号についての質疑はありませんでした。

議案第21号についての質疑として、ふるさと納税の特産品発送委託料は寄附金の40%となっているが、理由はなぜかとの発言がありました。

議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、企画政策課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月19日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行いました。討論を省略して採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第12号、議案第21号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号及び議案第29号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成30年3月23日、総務産業常任委員長、小林一広。

○議長（関 悦子君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第25号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第26号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第27号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第28号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第29号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 全員挙手であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第14、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第15、議案第1号から日程第23、議案第24号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

小西社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 小西和実君登壇〕

○社会文教常任委員長（小西和実君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

3月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第1号 小布施町指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について、議案第7号 小布施町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号 小布施町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第9号 小布施町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第10号 小布施町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号 小布施町指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、議案第22号 平成29年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第23号 平成29年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第24号 平成29年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、教育長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第1号についての質疑として、第16条で訪問介護の訪問回数を居宅サービス計画の中で届けるようになっている理由とその対応について伺いたい。国からは利用サービスの利用制限が示されているが、ケアマネジャーは利用者優先に立って計画を立てることができるのか等の発言がありました。

議案第7号及び議案第8号についての質疑はありませんでした。

議案第9号についての質疑として、介護保険料の改定金額はどのような考えで決めたのか。準備基金の残高を納税者に還元するという考えがある中で、なぜ引き上げを行うのか。条例第2条第2項中の125万円から120万円への減額の理由については何なのか。転入者の保険料の計算はどのようにするのか等の発言がありました。

議案第10号の質疑はありませんでした。

議案第11号についての質疑として、共生型サービスの内容は何かとの発言がありました。

議案第22号、議案第23号及び議案第24号についての質疑はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、担当係長から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために、3月19日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第22号、議案第23号及び議案第24号は挙手多数で、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

平成30年3月23日、社会文教常任委員長、小西和実。

○議長（関 悦子君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎予算特別委員長報告（議案）

○議長（関 悦子君） 日程第24、予算特別委員長報告を行います。

予算特別委員会に付託されました議案、日程第25、議案第13号から日程第32、議案第20号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、予算特別委員長の審査報告を求めます。

川上予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川上健一君登壇〕

○予算特別委員長（川上健一君） 予算特別委員会審査報告。

予算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

本日午後1時30分から議会会議室において、委員13名中13名の出席を得て、予算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された議案第13号 平成30年度小布施町一般会計予算について、議案第14号 平成30年度小布施町国民健康保険特別会計予算について、議案第15号 平成30年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第16号 平成30年度小布施町介護保険特別会計予算について、議案第17号 平成30年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第18号 平成30年度小布施町下水道事業特別会計予算について、議案第19号 平成30年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第20号 平成30年度小布施町水道事業会計予算についてであります。

平成30年度一般会計及び特別会計予算については、予算特別委員会に2つの分科会を設置し、議案第13号については第1及び第2分科会それぞれに分担し、議案第14号、第15号、第16号及び第17号は第2分科会に、議案第18号、第19号及び第20号は第1分科会に分担し、審査を行いました。

本日の予算特別委員会において、各分科会長から審査の経過と結果の報告を求め、付託された案件を審査いたしました。

これらをまとめたものを報告させていただきます。

議案第13号について質疑の主なものは、財政調整基金残高が減り続けているが、今後の見込みはどのように考えているのか。

交付税措置がある有利な起債を使って事業を進めてほしい。

役場庁舎トイレのにおい対策や洋式化の改修等は早急に取り組むべきであるが、どのよう

に考えているのか。

町ホームページへ審議会の内容等を掲載し、充実を図るべきではないか。

若者会議は参加者がみずから国・県等の補助金を考え、事業を組み立てていくべきではないか。

ふるさと応援基金を財源として家賃補助等を行っているが、ふるさと納税は今後どのように見込んでいるのか。

東大先端研究所の研究内容を充実すべきであるが、今後どのように考えているのか。

農地流動化をスピーディーに貸し借りができるように進めていただきたい。

軽井沢マルシェの出店は、必要経費や参加する農家数などを考えると効果はあるのか。慎重に検討し様子を見ながら参加することが必要ではないか。

信州DC市町村負担金による事業は、小布施町にとってどのような成果があったのか。

都住駅のトイレ改修について、長野電鉄への補助金とあわせて要望できないのか。

伊勢町調整池はその都度清掃するのではなく、構造的に改良を行い貯水の排水等を考えられないのか。

火の見警鐘装置の設置場所と今後の設置はどのように考えているのか。

住宅新築資金貸付特別会計繰出金は、償還見込みが不足しているということだが、本人との話し合いはどのように進めているのか。また、なぜ一般財源で充当するのか。

放課後等デイサービスのサービス提供は須高3市町村の実施で行う予定だが、小布施町では将来的にどのように考えているのか。

ふるさと応援寄附金は保育園環境整備などに利用し、第3子への補助よりも平等で行われるようにしたほうがよいのではないか。

家庭で保育をしている児童の施策の充実を図るべきである。今後検討をしていただきたい。

いのちを守る推進ネットワーク推進計画に基づき、自殺対策を今後どのように進めていくのか。

虫菌予防として、児童へフッ素を利用する考えはないのか。

母子健康手帳は比較的若い方が対象になることから、スマートフォンのアプリの利用を検討できないか。

幼稚園教諭の免許更新料の補助は行っているのか。

おぶせミュージアム管理費の一般財源の持ち出し分がふえている。入館者数、入館料が予算を確保できるように、館長職は経営的にしっかりした考えを持って進めていただきたい。

スラックラインやウオーキングへの補助金は他の体育団体と比較して偏ったものになっている。体育団体の一部として補助金を精査していただきたい。

北斎関連イベントは、北斎と鴻山の価値を上げるようにしてほしい。鴻山館との話し合いはどのように進めているのか。

AED設置は民間の皆さんの協力を求めていくべきではないか等の発言がありました。

議案第14号についての質疑は、保険給付費は県からの交付で賄われることから、基金を使った町独自の対応は必要ないのではないかと発言がありました。

議案第15号についての質疑はありませんでした。

議案第16号についての質疑は、介護給付等費用適正化事業によりケアプランの内容が縮小される事例があるのか。

今後、基金繰入金はどのようになるのかとの発言がありました。

議案第17号についての質疑は、滞納分の金額はどれくらいで、今後どのようにするのか等の発言がありました。

議案第18号についての質疑は、職員数がふえた理由はなぜかとの発言がありました。

議案第19号についての質疑はありませんでした。

議案第20号について質疑は、計画策定業務委託料は須高3市町村で見積もりをとることを検討したことはあるのかとの発言がありました。

以上が本委員会に付託された議案の質疑内容であり、副町長、総務課長、教育次長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行い、議案第17号について、住宅新築資金等の貸付金滞納分については、回収をしっかりと行い、一般財源により充当することがないようにしてほしいとの意見があり、討論を省略して、採決の結果、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号は挙手多数、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員長報告といたします。

平成30年3月23日、予算特別委員長、川上健一。

○議長（関悦子君） 以上で予算特別委員長報告が終わりました。

◎予算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（関 悦子君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（関 悦子君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（関 悦子君） 挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関 悦子君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（関 悦子君） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（関 悦子君） 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎財政援助団体に対する監査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第33、議会報告第1号 財政援助団体に対する監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、私のほうから財政援助団体に対する監査を行った結果の報告をさせていただきます。

第1として監査の概要です。

基本方針として、財政援助団体の監査に当たっては、公金の適正な支出を担保することを目的とし、出納、その他の事務が適正かつ効率的に行われているか。財政援助の目的に沿った事業運営が適切に行われているかについて監査いたしました。

監査の実施団体は、小布施町まちづくり委員会でございます。

3番目として監査の範囲ですが、平成28年度及び平成29年度の財政援助団体の出納、その他の事務についてです。

4番目として監査の視点ですが、町から支出された公金が、財政援助団体を通じて、所期の目的どおり適正に執行、運用されているかを中心に、次の観点に基づき実施いたしました。

1つとして、補助金等の財政援助の目的、内容が公益上の必要性からみて妥当か。

2番目として、財政援助団体の運営は適切に行われているか。

3番目として、補助対象事業は計画的かつ効率的に執行されているか。

4番目として、会計経理の方法は適正化か。

5番目で監査の方法ですが、資料に基づき、補助金の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、財政援助団体及び担当課への事情聴取により監査を実施いたしました。

監査の実施日は、平成30年2月22日でございます。

監査の結果ですが、監査の結果は記のほうから入ります。

1つとして、監査時に提出を求めた予算・決算書類について、その作成が行われておらず、また、委員会の会則に定められております監査人も不在で、金銭出納にかかる委員会での適正な管理がなされていなかったということでございます。

2番目として、金銭の出納管理は町の担当課で行われており、年度末において精算がなされている状況で、平成28年度での最終交付額は34万8,000円、平成27年度では61万8,000円となっております。当初の交付額100万円に対し執行率が低く、予算の作成について改善の必要があるものと認められました。

3番目として、年間の活動交付金の使途については検討したんですが、平成20年5月に結ばれましたパートナーシップ協定に基づいての活動に対して、適正にお金は使われておりまして、特段の問題は認められませんでした。本委員会のさらなる活動の活性化と町との協働を期待したいということでございます。

平成30年3月23日、小布施町監査委員、畔上 洋、同小布施町監査委員、大島孝司。

以上、ペーパーでの報告を終わらせていただきますが、町全体の財政援助団体に対する交付金の問題について、今回を機に、やはり町が指導しておりまして、独立した援助した団体において責任もって出納管理なり、決算書を用いたり、主体性を持って行動というか、活動というものがちょっと失せているというか、やっぱり町民力を発揮するからにはそれぞれの団体が町から離れて、設立当初は若干行動が町の手助けを必要かと思えますけれども、ある程度たったら、やっぱりそれぞれの団体が自分らの力を十分発揮するような流れがいいんじゃないかなと、私、個人的には思っておりますので、この辺も町の当局の皆さんのご尽力と

どうか、対応をこの場でお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、財政援助団体に対する監査の報告を終わりにします。

◎出納検査の報告

○議長（関 悦子君） 日程第34、議会報告第2号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（関 悦子君） 以上で朗読が終わりました。

続いて監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員（畔上 洋君） それでは、例月出納検査に関しまして報告を申し上げます。

1番目、検査の概要です。

検査の対象は、平成29年11月分、平成29年12月分及び平成30年1月分の一般会計から国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等々でございます。

検査の実施日ですが、平成29年12月27日、平成30年1月25日、平成30年2月23日に行いました。

3番目として、実施した検査手続ですが、検査の対象となりました現金等の出納について、会計管理者から提出されました資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他通常実施すべき検査を行いました。

検査の結果です。

平成29年11月30日現在、平成29年12月29日現在及び平成30年1月31日現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出されました収支計算書。その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等との記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金明細はお手元の別表のとおりでございます。

平成30年3月23日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、大島孝司。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎議案第30号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第35、議案第30号 小布施町教育長の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時19分

○議長（関 悦子君） 再開します。

◎議案第31号～議案第39号の一括上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。日程第36、議案第31号から日程第44、議案第39号は小布施町農業委員会委員の任命に係る関連議案でありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略しまして、直ちに採決に入りたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

最初に、議案第31号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第32号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第33号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第34号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第35号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第36号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第37号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第38号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、議案第39号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第45、議案第40号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（関 悦子君） 日程第46、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市村町長。

〔提案理由説明〕

○議長（関 悦子君） 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ります。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（関 悦子君） 全員起立であります。

よって、諮問第1号に対する意見は、これを適任とすることに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長（関 悦子君） 以上で本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

3月会議を閉じ、平成30年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議を閉じ、平成30年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（関 悦子君） ここで町長から挨拶があります。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会3月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり議決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、本日提出させていただきました教育長、農業委員、固定資産評価審査委員及び人権擁護委員の人事案件につきましても、原案のとおり議決をいただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

本年は年明けから好天に恵まれ、除雪の出動も2回と昨年を大きく下回り、ここ数日は冷え込んだものの、おおむね穏やかな日が続いております。本格的に農作業も開始していただき、秋の収穫まで、そしてことし1年が大きな災害がない日々が続くよう強く願っております。

ころであります。

今後の事業予定について少し申し上げます。

4月2日には、つすみ・わかば保育園の入園式を行い、翌日には認定こども園栗ガ丘幼稚園の入園式を行います。また、5日は栗ガ丘小学校、小布施中学校、それぞれ入学式を行い、平成30年度がスタートいたします。

未来を担うお子さんがグローバル化社会に対応できるような教育環境づくりの一環として、幼保、小・中学校を通じた英語力向上に努めます。外国人英語教師の配置や小学生の英語授業の本格実施に向けた英語教育推進員による取り組みを進め、基礎学力の定着や学力向上のための教科学習支援員も小学校、中学校それぞれに配置してまいります。

一方、発達障害などの早期発見、早期支援の取り組みや医療的ケアが必要なお子さんのための看護師を派遣させていただきます。お一人お一人のお子さんの将来の自立を目指し、関係部署や機関とも連携をし、お子さんやご家族へのサポートを強化してまいります。

新年度においても、ご家族の皆さんとともにお子さんたちの健やかな成長を見守ってまいりたいと考えております。

4月14日に、おぶせフラワーセンターで駅前から町中心部にかけて街路灯にかけるフラワーハンギングバスケットの制作講習会を行います。大勢の皆さんのご参加をお願いするところでもあります。また、5月の連休前には、町内オープンガーデンの皆さんのご協力をいただき、小布施駅前にハンギングの掲出を行う予定です。

緑化推進活動の一環として、5月19日に緑化木頒布会を6次産業センターにて開催をいたします。

町の玄関口を初め、町全体を彩る花と緑あふるる空間におもてなしをつなげてまいります。

今年の桜の開花は、関東甲信地方では平年よりかなり早いと報道がされております。桜堤の見ごろは4月一応下旬ごろになると思われれます。開花状況は4月中旬から町のホームページでお知らせをしております。

4月29日昭和の日には、千曲川ふれあい公園花まつりが行われる予定で、ことしも総合公園駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行いたしますので、これも大勢の皆さんにご利用いただきたいと思います。

自主防災連絡協議会は、本日開催の理事会に続き、4月17日には総会を開く予定にしております。まずは各自治会の自主防災会の皆さんが、発生した災害の被害状況に関する情報共有を行うことから初め、研修会などの開催も予定をしております。一般質問でいただいたご

意見もご参考にさせていただき、これからの小布施町の防災体制に町民の皆さんの大きな助け合いの力を加えさせていただき、防災力をより強固にしていきたいと思います。

高井鴻山記念館では、4月20日から、「明治維新150周年記念・高井鴻山一時代を駆けた男一」と題して特別展を開催いたします。日本文化の象徴として、昨年「葛飾北斎」が世界的に注目され、小布施における北斎の足跡にも関心が高まり、多くの皆さんに小布施町を訪れていただきました。北斎館とも連携を図り、今後もさらにこの活気を維持するとともに、この機運を一時的なブームにとどめず、歴史や郷土、地域の文化を愛する心を育てていきたいと思います。

4月21日から22日にかけて、第15回境内アート小布施×苗市が玄照寺周辺で開催されます。春の小布施を代表するイベントとして、地域の皆さんを中心に実施していただいております。境内エリアにはアート展、骨董や古本の販売、伝統の苗市、雑木林内にはクラフト展示・販売ブースなどがあります。多くの町民の皆さんにお楽しみいただきたいと思います。

5月19日と20日、農村文明創生地域塾「小布施フォーラム」を開催されます。農山漁村に根差した個性豊かで多様な文化や暮らしの持続と発展を目指し、地域の支え合いと食糧生産、水源涵養、癒しの場といった多面的な地域の機能に磨きをかけていくことを志している全国の市町村長、有識者、研究者が小布施町に会し、地方と都市をつなぐ共通の価値観を生み出します。どなたでもご参加いただける基調講演や分科会もあります。議員各位にもご参加いただきますようお願い申し上げます。

開会のご挨拶のときにもお願いを申し上げました、現在建設中の看護小規模多機能型居宅介護施設につきましては、これに関連する施設の設置条例や指定管理者の指定に関する議案を5月の連休明けをめどに提出させていただきたいと思っておりますので、議会でのご審議をよろしくようお願い申し上げます。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分検討させていただきまして、今後の町政の執行に遺憾なきよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、ますますご健勝でご活躍をいただきますとともに、小布施町議会のますますのご発展を心から祈念申し上げて、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） これにて3月会議を閉じ、散会といたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分